



第96回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2019年3月20日 (水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

パレスホテル東京 2階「葵」
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2019年3月19日(火曜日)
午後5時40分まで

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2016年1月公表の5ヵ年中期経営計画の3年目である2018年は、当社創製の抗体医薬品であるプロスマブ（欧米製品名「Crysvita」）の欧米での上市及びモガムリズマブ（欧米製品名「POTELIGEO」）の米国での上市を実現し、「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」に向けて大きな一歩を刻んだ年となりました。

この2つの製品を中心として、世界中の患者さんに画期的な新薬をお届けできるよう、日本・欧州・北米・アジア/オセアニアの4つの「地域」とグローバル・スペシャリティファーマとして必要な「機能」を軸とする新たなグローバル組織体制を構築し、「One Kyowa Kirin」として更なるグローバル展開を進めてまいります。この組織体制のもと、引き続き、当社の強みである抗体医薬をはじめとして、新薬創出型の製薬企業として魅力ある開発パイプラインの構築を目指します。

また、このたび健康領域事業における当社グループとキリンググループの協業を含めた成長戦略を検討した結果、協和発酵バイオ株式会社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に加え、グループシナジーの最大化につながると判断し、同社株式の95%をキリンホールディングス株式会社に譲渡することといたしました。当社グループにおいても、新薬開発をさらに加速するため医薬事業に経営資源を集中させることにより企業価値の最大化を図り、成長スピードを加速させてまいります。

当社グループは、「Commitment to Life」という、グループ共通の価値観のもと、グローバルレベルで組織の枠を超えチームワークを発揮すると共に、お客様にとっての「新しい価値」を創造し社会課題の解決を行うことで、「企業価値」を高める「CSV（Creating Shared Value）経営」を推進いたします。透明性、公平性、コンプライアンス、社会との共生など企業の社会的責任を誠実に果たし、グループが有する高い技術力を活かし、ライフサイエンス企業として世界の人々の健康と豊かさ に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
宮本 昌志

2019年3月1日

お客さま

株主・
投資家

従業員

取引先

コミュニティ

行政

協和発酵キリングroupは、
ライフサイエンスと
テクノロジーの進歩を追求し、
新しい価値の創造により、
世界の人々の健康と豊かさに
貢献します。

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役8名選任の件	10
第4号議案 監査役1名選任の件	17
第5号議案 株式報酬型ストックオプション として発行する新株予約権の 募集事項の決定を当社取締役会 に委任する件	20
第6号議案 一部新株予約権（株式報酬型 ストックオプション）の行使 時期変更の件	22
招集通知添付書類	
▶ 事業報告	25
▶ 連結計算書類	61
▶ 計算書類	64
▶ 監査報告	67
ご参考	73

招集ご通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

株 主 各 位

証券コード 4151

2019年3月1日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

協和発酵キリン株式会社

代表取締役社長 **宮本 昌志**

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

▶ 書面によって議決権を行使していただく方法

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年3月19日（火曜日）午後5時40分まで**に到着するようご返送ください。

▶ インターネット等によって議決権を行使していただく方法

6ページの「インターネット等による議決権行使について」をご確認の上、**2019年3月19日（火曜日）午後5時40分まで**に賛否をご入力ください。

敬 具

記

1	日 時	2019年3月20日（水曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 「葵」
3	目 的 事 項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第96期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第96期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 第6号議案 一部新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の行使時期変更の件
4	招集に当たって の 決 定 事 項	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。なお、開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://ir.kyowa-kirin.com/ja/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2019年3月20日（水曜日）午前10時



郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2019年3月19日（火曜日）午後5時40分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコンから議決権行使専用ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類又は議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶ 行使期限：2019年3月19日（火曜日）午後5時40分入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットを有効な議決権行使として取り扱いします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト <https://www.web54.net> をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、ご利用いただけませんので、ご了承ください。

① パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。

② パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電 話〕0120-652-031 (受付時間) 9:00~21:00

その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電 話〕0120-782-031 (受付時間) 土日休日を除く 9:00~17:00

③ 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開への備えなど内部留保の充実を図るとともに、毎期の連結業績、配当性向等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本としております。配当方針につきましては、2016-2020年中期経営計画で掲げた連結配当性向40%を目処とし、利益の成長に応じた安定的かつ継続的な配当水準の向上を目指してまいります。

この方針に基づき、第96期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき20円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金15円を加えた年間配当金は、1株につき前期に比べ8円増配の35円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類……………金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額……………当社普通株式1株につき金20円
総額10,948,818,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日……………2019年3月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

(1)当社は、グローバル・スペシャリティファーマに向けた取り組みが順調に進展し、グローバル戦略品の開発・上市とともに、海外での事業展開を加速させております。2016年に欧米の医薬関係会社のほとんどは、既にKyowa Kirinに商号を変更しており、当社が商号を変更することで、グループ運営のさらなる一体感の醸成とグローバルでのKyowa Kirinブランドの統一・浸透を加速させることを目的として、現行定款第1条を変更するものがあります。

なお、効力発生日は2019年7月1日といたします。

(2)当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に向けて、経営体制の透明性の向上と説明責任の明確化を図ることを目的とし、相談役を廃止するとともに役付き取締役のうち専務取締役及び常務取締役を廃止します。

なお、この定款一部変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後の定款案
第1条（商号） 当社は、<u>協和発酵キリン株式会社</u>と称し、英文では<u>Kyowa Hakko Kirin Co., Ltd.</u>と表示する。 第25条（役付取締役の選任） 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める</u>ことができる。 <u>第27条（相談役）</u> <u>取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</u> 第<u>28</u>条～第<u>42</u>条 (条文の記載省略)	第1条（商号） 当社は、<u>協和キリン株式会社</u>と称し、英文では<u>Kyowa Kirin Co., Ltd.</u>と表示する。 第25条（役付取締役の選任） 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名を選定するものとし、また取締役の中から取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長若干名を選定する</u>ことができる。 (削る) 第<u>27</u>条～第<u>41</u>条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（7名）が任期満了となります。社外取締役を委員長とし、社外役員3名、社内役員2名で構成される指名諮問委員会の答申を踏まえて、経営の透明性と客観性をさらに高め業務執行の監督機能を強化するために、社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	はな い のぶ お雄 再任	※代表取締役会長	100% (15回中15回)
2	みや もと まさ し 志 再任	※代表取締役社長	93.3% (15回中14回)
3	おお さわ ゆたか 大 澤 豊 再任	取締役常務執行役員 生産本部長、購買部	90.9% (11回中10回)
4	み か やま とし ふみ 三 箇 山 俊 文 再任	取締役専務執行役員 海外事業統括	100% (15回中15回)
5	よこ た の り や 横 田 乃 里 也 再任	取締役	100% (15回中15回)
6	う りゅう けん た ろう 瓜 生 健 太 郎 再任 社外 独立	社外取締役	100% (11回中11回)
7	もり た あきら 森 田 朗 新任 社外 独立	—	—
8	は が ゆう こ 芳 賀 裕 子 新任 社外 独立	—	—

(注) 1. 上記※の代表取締役は、執行役員を兼務しております。

2. アイコンについて 再任：再任取締役候補者 新任：新任取締役候補者 社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

候補者
番 号

1

再
任



はない のぶお
花井 陳雄
(1953年4月30日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	協和醸酵工業株式会社に入社
2003年 2月	BioWa, Inc.社長
2006年 6月	協和醸酵工業株式会社執行役員
2008年10月	協和発酵キリン株式会社執行役員開発本部長
2009年 4月	当社常務執行役員開発本部長
2009年 6月	当社取締役常務執行役員
2010年 3月	当社取締役専務執行役員
2012年 3月	当社代表取締役社長
2018年 3月	当社代表取締役会長（現在に至る）

▶所有する当社株式の数……………19,500株

▶取締役候補者とした理由

代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役会を有効に機能させ、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督機能の強化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

再
任



みやもと まさし
宮本 昌志
(1959年7月16日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2011年 4月	協和発酵キリン株式会社信頼性保証本部薬事部長
2012年 3月	当社執行役員信頼性保証本部薬事部長
2014年 7月	当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長兼 信頼性保証本部薬事部長
2015年 4月	当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長
2017年 3月	当社取締役常務執行役員
2017年 4月	当社取締役常務執行役員経営戦略企画部長
2018年 3月	当社代表取締役社長（現在に至る）

▶所有する当社株式の数……………21,100株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、リーダーシップを発揮してCSV経営^(注)やグローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指した諸施策を遂行してきており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

(注) CSV経営：社会課題の解決を通じた企業の成長を目指す経営（Creating Shared Value）

候補者
番号

3

再
任

おおさわ ゆたか
大澤 豊
(1959年10月17日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 協和発酵工業株式会社に入社
2007年 4 月 同社医薬生産開発部長
2008年 10月 協和発酵キリン株式会社開発本部CMC開発部長
2009年 4 月 当社生産本部生産企画部長
2013年 3 月 当社執行役員生産本部生産企画部長
2014年 4 月 当社執行役員生産本部長
2017年 3 月 当社常務執行役員生産本部長
2018年 3 月 当社取締役常務執行役員生産本部長（現在に至る）

▶担当……………生産本部長、購買部

▶所有する当社株式の数……………20,800株

▶取締役候補者とした理由

研究開発、海外開発、生産に関する豊富な経験で培った深い知見と高度な見識を有しており、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たすとともに、高度な品質の製品を安定的に供給するという製薬企業の重要な使命を確実に推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

再
任

みかやま としふみ
三箇山 俊文
(1957年7月18日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2004年 3 月 同社医薬カンパニー企画部長
2007年 7 月 キリンファーマ株式会社取締役執行役員研究本部長
2008年 10月 協和発酵キリン株式会社執行役員研究本部長
2010年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2012年 3 月 当社常務執行役員海外事業部長
2014年 3 月 当社取締役常務執行役員
2018年 3 月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）

▶担当……………海外事業統括

▶所有する当社株式の数……………31,500株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍の牽引者として引き続き海外事業を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

5

再
任



よこた の り や
横田 乃里也
(1961年2月3日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)
に入社
2006年 3月 キリンオーストラリア社社長
2011年 3月 麒麟麦酒株式会社生産本部仙台工場長
2014年 3月 同社生産本部生産部長
2015年 3月 キリンホールディングス株式会社グループ人事総務担当
ディレクター
キリン株式会社執行役員人事部長
2017年 3月 キリンホールディングス株式会社常務執行役員
グループ経営戦略担当ディレクター
キリン株式会社取締役常務執行役員
協和発酵キリン株式会社取締役(現在に至る)
2018年 3月 キリンホールディングス株式会社取締役常務執行役員
(現在に至る)
キリン株式会社常務執行役員(現在に至る)

▶所有する当社株式の数……………0株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、多様な医療ニーズに対応したソリューションの提供による人々の健康と豊かさの実現を目指して、多彩な事業基盤を有するキリングroup各社との緊密な連携を促進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

再
任



うりゅう けんたろう
瓜生 健太郎
(1965年1月2日生)

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 弁護士登録
1995年 4月 常松築瀬関根法律事務所（現長島大野常松法律事務所）に入所
1996年 1月 松尾綜合法律事務所に入所
1999年 2月 ソロモン・スミス・バーニー証券会社
（現シティグループ証券株式会社）に入社
2000年 4月 国際協力事業団長期専門家
2002年 8月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
代表マネージングパートナー弁護士（現在に至る）
2008年 8月 U&Iアドバイザリーサービス株式会社代表取締役
（現在に至る）
2014年 6月 株式会社フルッタフルッタ社外取締役
2014年 9月 GMO TECH株式会社社外取締役
2015年 3月 協和発酵キリン株式会社社外監査役
2015年 6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役（現在に至る）
2016年 5月 株式会社KUJ代表取締役
2018年 3月 当社社外取締役（現在に至る）

▶ 所有する当社株式の数……………2,300株

▶ 社外取締役候補者とした理由

2015年3月の社外監査役就任以降、2018年3月より社外取締役に就任してから
も、弁護士としての専門的見地及び豊富な経験を当社の経営に反映していただ
いており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人
材と判断し、社外取締役候補者といたしました。法律の専門家としての経験と高
度な見識を当社の経営に引き続き活かしていただけるものと期待しております。

候補者
番号

7

新
任



もり た あきら

森田 朗

(1951年4月22日生)

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 10月 千葉大学法経学部教授
1994年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
2004年 4月 東京大学公共政策大学院長、教授
2008年 7月 東京大学政策ビジョン研究センター長
2011年 4月 厚生労働省中央社会保険医療協議会 会長
2012年 4月 学習院大学法学部政治学科教授
2012年 6月 東京大学名誉教授(現在に至る)
2014年 4月 国立社会保障・人口問題研究所長
2014年 8月 政策研究大学院大学客員教授(現在に至る)
2017年 4月 津田塾大学総合政策学部教授(現在に至る)
2017年 4月 三重大学大学院医学系研究科客員教授(現在に至る)
2018年 4月 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発
センター長(現在に至る)

▶ 所有する当社株式の数……………0株

▶ 社外取締役候補者とした理由

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、新任社外取締役候補者としたしました。行政学の研究者として培われた学識経験と幅広い知見、政府や地方自治体の審議会委員等を歴任してきた経験を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。

候補者
番号
8

新
任



は が ゆ う こ
芳賀 裕子
(1955年12月8日生)

社外

独立

- ▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1989年 4月 Price Waterhouse Consultants東京オフィス
シニアコンサルタント
 - 1991年 4月 芳賀経営コンサルティング事務所代表（現在に至る）
 - 2000年 6月 リンクワールド株式会社取締役
 - 2008年 4月 株式会社損害保険ジャパンヘルスケアサービス執行役員
 - 2010年 2月 社会福祉法人不二健育会理事（現在に至る）
 - 2010年 4月 尚美学園大学総合政策学部総合政策学科客員教授
 - 2017年 4月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科准教授
（現在に至る）
 - 2017年 6月 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会評議員
（現在に至る）

▶所有する当社株式の数……………0株

▶社外取締役候補者とした理由
独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等にご貢献する人材と判断し、新任社外取締役候補者としたしました。経営コンサルタントとして幅広く活躍し、その医療、介護、ヘルスケアの分野における豊富な経験と、企業戦略の研究者としての見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- キリンホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の50.10%（2018年12月31日現在）を保有する親会社であります。
 - キリン株式会社は、当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社の子会社であります。
 - キリンオーストラリア社は、麒麟麦酒株式会社の子会社でありましたが、2011年4月にグレインコープ社の子会社であるバレットバーストンモルティング社に全株式が譲渡されております。
 - 取締役候補者のうち、瓜生健太郎、森田朗及び芳賀裕子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 森田朗氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学の教授や公的研究機関の長、政府諮問機関の長などのご経歴等から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 - 瓜生健太郎氏は、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、1年間となります。
 - 当社は、横田乃里也及び瓜生健太郎の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、森田朗及び芳賀裕子氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
 - 当社は、社外取締役瓜生健太郎氏を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、森田朗及び芳賀裕子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。なお、各氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」18頁）を満たしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役石原基康氏が任期満了となります。つきましては、社外取締役を委員長とし、社外役員3名、社内役員2名で構成される指名諮問委員会の答申を踏まえて、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新
任



くわた けいじ
桑田 啓二
(1962年9月21日生)

▶ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|--|
| 1985年 4月 | 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社 |
| 2010年 9月 | キリン物流株式会社（現キリングroupロジスティクス株式会社）取締役東日本支社長 |
| 2015年 4月 | キリン株式会社執行役員経営企画部部長 |
| 2016年 3月 | キリンホールディングス株式会社グループ経営戦略担当ディレクター（現在に至る） |
| 2018年 3月 | キリン株式会社常務執行役員経営企画部長（現在に至る） |

▶ 所有する当社株式の数……………0株

▶ 監査役候補者とした理由

キリングroupにおいて経営企画・物流等を長年担当し、グループ経営全般に関する豊富な経験及び深い知見を有しており、キリンホールディングスのグループ経営戦略担当ディレクターとしてその役割を適切に果たしてきたことから、当社グループの幅広い分野において、当社監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、新任監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. キリンホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の50.10%（2018年12月31日現在）を保有する親会社であります。
3. キリン株式会社は、当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社の子会社であります。
4. キリングroupロジスティクス株式会社は2014年4月にキリン物流株式会社より改組されています。
5. 本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は桑田啓二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- ① 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ② 当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- ③ 当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ④ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑤ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社をいう。
- ⑥ 当社の主要な取引先である者
「当社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている者をいう。
- ⑦ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社の主要な取引先である会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている会社をいう。
- ⑧ 当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑨ 当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等

- ⑩ 当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去３年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の２％に相当する額をいう。
- ⑪ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
本項において「一定額」とは、過去３年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30％に相当する額のいずれか大きい額をいう。
- ⑬ 当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
- ⑭ 上記①又は②に過去５年間に於いて該当したことがある者
- ⑮ 上記④～⑧、⑪のいずれかに過去３年間に於いて該当したことがある者
- ⑯ 上記①～⑮のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、①～⑮において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。
- ⑰ 当社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族
- ⑱ 当社の子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族
- ⑲ 過去５年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行取締役又は執行役員であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族

第 5 号議案**株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**

当社の取締役（業務執行取締役を指します。以下本議案において同様とします。）及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案にいう株式報酬型ストックオプションの対象となる当社取締役の員数は、第 3 号議案を原案どおりご承認いただきますと、4 名となります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績及び株価と報酬との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社の株価や会社業績への関心度を高め、企業価値向上への意欲やグローバル・スペシャリティファーマへの飛躍に向けた士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対して、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行から少なくとも 3 年を経過した日以降に開始となることから、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能すると考えております。

なお、本株式報酬型ストックオプションにつきましては、社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

2 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 1,005 個を上限とし、本定時株主総会後 1 年以内での割当てとします。当社取締役への新株予約権の割当ては 359 個を上限とします。(当社取締役割り当てる新株予約権については、2017 年 3 月 23 日開催の第 94 回定時株主総会でご承認いただきました上限枠の範囲内であります。)

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,500 株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととします。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とします。
ただし、本定時株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
 - ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当て日の翌日から3年を経過した日より3年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定します。
 - ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑥ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

第6号議案

一部新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の 行使時期変更の件

1 変更の理由

当社は、当社の執行役員（取締役を含む。）に対し、株主総会決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権を付与しております。

今般、当社は、執行役員（取締役を除く。以下本議案において同じ。）の契約形態について、従来の雇用型執行役員
制度より委任型執行役員制度へ変更いたします。当該制度変更は、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強
化に向けて、業務執行責任を明確化し、経営の効率化と意思決定の迅速化を図ることを目的とするものです。

執行役員を委任型とするため、従業員から選任される場合は、雇用契約終了後に委任契約を締結することとなりま
す。このように契約形態を変更する執行役員が保有する新株予約権のうち、その行使条件において、「執行役員がそ
の地位を喪失した日（従業員としての地位が継続する場合は除きます。）若しくは執行役員が当社取締役または監査
役に就任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り」行使できるとされているものについて、契約形態の
変更時点で行使可能となるよう行使条件を変更します。

当該行使条件の変更は、委任型執行役員が、株価上昇および持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意欲を高め、
グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍に向け当社への貢献を生み出す動機づけとなることに加え、委任型執
行役員就任時に権利行使し在任中より当社株を保有することで、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的
とするものです。

2 行使条件変更の内容

第87回 第4号議案、第88回 第4号議案、第89回 第4号議案、第90回 第4号議案、
第91回 第4号議案、第92回 第4号議案、第93回 第5号議案
株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
2-(3)-⑦ その他の新株予約権の行使の条件 (ア) 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、又は執行役員がその地位を喪失した日(従業員としての地位が継続する場合は除きます。)若しくは執行役員が当社取締役又は監査役に就任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。	2-(3)-⑦ その他の新株予約権の行使の条件 (ア) 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、又は執行役員が従業員としての地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

3 行使条件を変更する新株予約権

協和発酵キリン株式会社2010年3月発行新株予約権（2010年3月24日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 4個 4,000株

協和発酵キリン株式会社2011年4月発行新株予約権（2011年3月24日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 15個 15,000株

協和発酵キリン株式会社2012年4月発行新株予約権（2012年3月22日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 36個 36,000株

協和発酵キリン株式会社2013年3月発行新株予約権（2013年3月22日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 46個 46,000株

協和発酵キリン株式会社2014年3月発行新株予約権（2014年3月20日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 41個 41,000株

協和発酵キリン株式会社2015年3月発行新株予約権（2015年3月20日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 34個 34,000株

協和発酵キリン株式会社2016年3月発行新株予約権（2016年3月24日開催の取締役会決議）

行使条件変更対象となる個数及び株数 36個 36,000株

4 日程

行使条件変更の効力発生日

2019年3月20日

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、日本、米州、欧州、アジアなど、グローバルな事業展開を推進しておりますことから、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上、グループ内での会計処理統一を目的として、前期より国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」という。）を適用することといたしました。

ＩＦＲＳ適用後は、事業活動による経常的な収益性を示す指標として「コア営業利益」を採用しております。

なお、「コア営業利益」は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」を控除し、「持分法による投資損益」を加えて算出しております。

連結業績の概要

売上収益は3,465億円（前期比1.9%減）

コア営業利益は587億円（同1.7%増）となりました。

当期の売上収益及びコア営業利益は、協和メデックス株式会社の連結除外に加え、日本における薬価基準引下げ影響等があったものの、欧米におけるグローバル戦略品の上市・伸長や持分法による投資損益の改善等により減収増益となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は

544億円（同26.8%増）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、協和メデックス株式会社の株式の一部譲渡に伴う子会社株式売却益に加え、固定資産売却益の計上等により増益となりました。

日本では薬価基準引下げ、後発医薬品の浸透などにより厳しい事業環境でしたが、発熱性好中球減少症発症抑制剤「ジーラスタ」、パーキンソン病治療剤「ノウリアスト」、尋常性乾癬治療剤「ドボベット」、新製品である二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「オルケディア」、抗悪性腫瘍剤「リツキシマブBS『KHK』」が好調に推移

しました。欧米では、グローバル戦略品である新製品のX染色体連鎖性低リン血症（X L H）治療剤「Crysvita」や、抗悪性腫瘍剤「POTELIGEO」（日本製品名「ポテリジオ」）の販売好調を筆頭に、がん疼痛治療剤「Abstral」（日本製品名「アブストラル」）など主要製品も堅調に推移しました。また、アジアでの順調な業績に加えて、ポテリジェント技術を応用した当社創製のベンラリズマブについては、米国での承認取得に続き、日本、欧州、カナダ、オーストラリアでも承認を取得したことにより、アストラゼネカ社からのマイルストーン・ロイヤルティなどの技術収入の獲得に貢献しております。

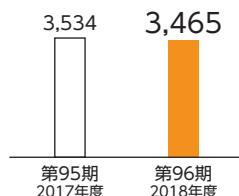
研究開発では、海外において、ウルトラジェニクス・ファーマシューティカル社と共同開発しているプロスマブ（欧米製品名「Crysvita」）が米国食品医薬品局（FDA）及び欧州委員会（EC）から医薬品販売承認を取得しました。また、モガムリズマブ（欧米製品名「POTELIGEO」）も同様に医薬品販売承認を取得しました。プロスマブは、2月に小児及び青少年におけるX L Hの治療薬として、ECから条件付き医薬品販売承認を取得し、4月には小児及び成人におけるX L Hの治療薬として、FDAから医薬品販売承認を取得しました。モガムリズマブは、菌状息肉腫及びセザリ症候群の治療薬として、8月にFDAから、11月にはECから医薬品販売承認を取得しました。なお、両製品ともFDAから画期的新薬に指定され優先的な審査が行われました。これらの承認により、現在、プロスマブは欧米にて、モガムリズマブは日本に加え米国においても販売を開始し、世界の人々の健康と豊かさに力強く貢献しております。

一方、日本では腎カテゴリーにて二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「オルケディア」の製造販売承認を3月に取得するなど、当社グループ全体で重要な研究開発パイプラインが着実に進展した1年となりました。

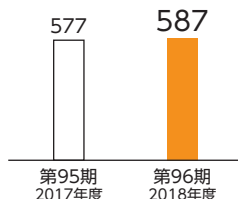
バイオケミカル事業では、為替変動等の事業リスクに対する強靱な構造への転換と製品供給体制の強化を目的に生産体制の整備を継続すると同時に、健康志向や品質への関心が高まる中、既存製品の付加価値を高める取り組みも進めました。医薬・工業用原料では国内外の医薬原料の販売が堅調に推移し、また、ヘルスケア領域では、通信販売の「アルギニンEX」、「シトルリン」が伸長したことなどから、国内事業は順調に売上を伸ばしました。2010年に取り組みを開始した山口事業所の再編は、宇部工場での生産終了をもって、予定通りに移管、集約を実施しました。海外製造工場については、Thai Kyowa Biotechnologies社ではアミノ酸製造設備拡充が完了し、さらに、上海協和アミノ酸有限公司では新生産設備の商業運転の準備を進めました。

また、当社が保有する診断薬事業会社である協和メデックス株式会社の株式のうち66.6%を2018年1月4日付にて日立化成株式会社へ譲渡しました。これにより、協和メデックス株式会社に対する当社の所有割合は33.4%となり、同社は当社の連結子会社から持分法適用会社になりました。

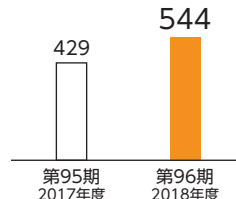
売上収益 (単位: 億円)



コア営業利益 (単位: 億円)



親会社の所有者に帰属する 当期利益 (単位: 億円)



(2) 財産及び損益の状況

日本基準

		第93期 (2015年1月1日から 2015年12月31日まで)	第94期 (2016年1月1日から 2016年12月31日まで)	(ご参考) 第95期 (2017年1月1日から 2017年12月31日まで)	第96期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)
売上高	(単位：億円)	3,643	3,430	3,507	—
営業利益	(単位：億円)	437	316	406	—
経常利益	(単位：億円)	392	264	356	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	(単位：億円)	297	187	264	—
1株当たり当期純利益	(単位：円)	54.40	34.12	48.16	—
総資産	(単位：億円)	7,207	6,972	7,056	—
純資産	(単位：億円)	6,148	6,007	6,213	—

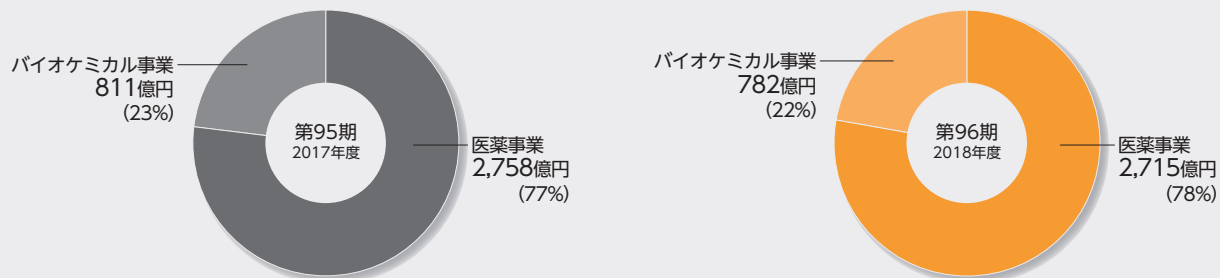
(注) 第95期は、ご参考として掲載するもので会計監査人の監査を受けておりません。

国際会計基準（I F R S）

		第93期 (2015年1月1日から 2015年12月31日まで)	(ご参考) 第94期 (2016年1月1日から 2016年12月31日まで)	第95期 (2017年1月1日から 2017年12月31日まで)	第96期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)
売上収益	(単位：億円)	—	3,480	3,534	3,465
コア営業利益	(単位：億円)	—	391	577	587
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(単位：億円)	—	305	429	544
基本的1株当たり当期利益	(単位：円)	—	55.65	78.38	99.40
資産合計	(単位：億円)	—	6,838	7,083	7,420
資本合計	(単位：億円)	—	5,770	6,160	6,496

(注) 第95期より、国際会計基準（I F R S）を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第94期についてI F R Sを適用した諸数値を掲載しております。

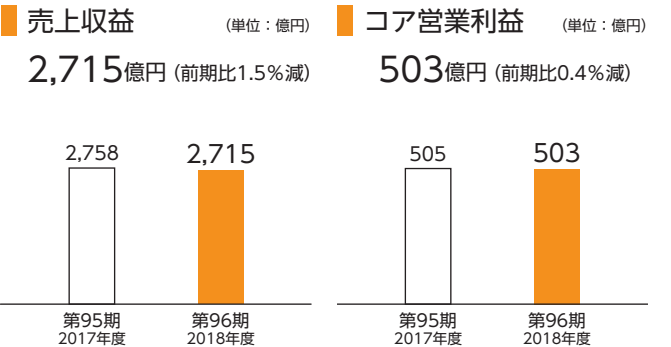
事業区分別売上収益及び構成比



(注) 各事業区分の売上収益には、事業区分間の内部売上収益が含まれております。

(3) 事業セグメント別の概況

医薬事業



主要な事業内容 (2018年12月31日現在)
医薬品等の研究、開発、製造、販売

(ご参考) 主要製品

種 別		主 な 品 名
医療用医薬品	腎カテゴリー	ネスプ(Nesp)、レグパラ(Regpara)、オルケディア、オングリザ
	がんカテゴリー	ジーラスタ、フェントス、ポテリジオ(POTELIGEO)、Abstral、PecFent、Sancuso、Moventig
	免疫・アレルギーカテゴリー	アレロック、パタノール、ドボベット、ルミセフ
	中枢神経カテゴリー	ノウリアスト、デパケン
	その他	Crysvita

(注) 英語表記は海外での製品名です。

① 業績

医薬事業の売上収益は **2,715** 億円（前期比1.5%減）となり
 コア営業利益は **503** 億円（同0.4%減）となりました。

日本の売上収益は、協和メデックス株式会社の連結除外の影響に加え、4月に実施された薬価基準引下げや後発医薬品及び競合品の影響を受け、前期を下回りました。

- 主力製品の腎性貧血治療剤「ネスプ」※1は、薬価基準引下げの影響等により前期の売上収益を下回りました。
- 抗アレルギー剤「アレロック」、高血圧症・狭心症治療剤「コニール」、潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」、抗てんかん剤「デパケン」等の長期収載品※2は、後発医薬品の浸透等の影響により売上収益が減少しました。
- 二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「レグパラ」は、競合品の影響を受けて売上収益が減少しましたが、同じく二次性副甲状腺機能亢進症を適応症とする新製品「オルケディア」※3の販売を5月に開始しました。
- 発熱性好中球減少症発症抑制剤「ジールスタ」※4、乾癬治療剤「ルミセフ」※5、パーキンソン病治療剤「ノウリアスト」※6等も堅調に売上収益を伸ばしました。なお、尋常性乾癬治療剤「ドボベット」※7は、新剤形となる「ドボベットゲル」の販売を6月に開始しました。
- 1月に販売を開始した抗悪性腫瘍剤「リツキシマブ B S『KHK』」※8は、順調に市場浸透し伸長しました。

海外の売上収益は、グローバル戦略品の新製品の発売により前期を上回りました。

- 米州及び欧州では、4月に米国及びドイツで販売を開始したX染色体連鎖性低リン血症治療剤「Crysvita」※9が好調に推移し、投与患者数を着実に伸ばしております。また、抗悪性腫瘍剤「POTELIGEO」※10（日本製品名「ポテリジオ」）が10月に米国で販売を開始し、順調に市場に浸透し始めております。なお、がん疼痛治療剤「Abstral」※11（日本製品名「アブストラル」）等も堅調に売上収益を伸ばしました。
- アジアの売上収益は、中国や韓国を中心に二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「Regpara」（日本製品名「レグパラ」）等が堅調に推移し、前期を上回りました。
- 技術収入については、ベンラリズマブに関して、アストラゼネカ社からのマイルストーン収入が減少したものの、ロイヤルティ収入が増加しました。

コア営業利益については、欧米で上市したグローバル戦略品であるX染色体連鎖性低リン血症治療剤「Crysvita」及び抗悪性腫瘍剤「POTELIGEO」（日本製品名「ポテリジオ」）の販売好調による売上総利益の増加や持分法による投資損益の改善等があったものの、グローバル戦略品の欧米上市に係る販売費の増加等により前期並みとなりました。

注

- ※1 「ネスブ」は、慢性腎臓病患者さんの合併症のひとつである腎性貧血を改善する薬剤です。骨髄異形成症候群の患者さんの貧血治療にも使用可能です。
- ※2 「長期収載品」は、既に特許が切れており後発医薬品が発売されている薬剤です。
- ※3 「オルケディア」は、副甲状腺細胞表面のカルシウム受容体に作用することにより副甲状腺ホルモン（PTH）の分泌を抑制する次世代型のカルシウム受容体作動薬として開発された薬剤です。
- ※4 「ジールスタ」は、白血球の一種である好中球を増加させる薬剤です。がん化学療法に伴い発症する発熱性好中球減少症に対して、予防投与が可能です。
- ※5 「ルミセフ」は尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症の患者さんの皮膚の炎症を鎮めたり、関節症状を改善する薬剤（抗体医薬）です。
- ※6 「ノウリアスト」は、進行性の神経変性疾患であるパーキンソン病を治療する薬剤です。
- ※7 「ドボベツ」は、乾癬の皮膚症状を改善する、活性型ビタミンD₃とステロイドの配合剤です。
- ※8 「リツキシマブBS『KHK』」は、リツキシマブ（遺伝子組換え）製剤のバイオ後続品です。
- ※9 「Crysvida」は、血清リン及び活性型ビタミンD濃度を低下させるFGF23に対する完全ヒトモノクローナル抗体です。X LH患者さんのくる病あるいは骨軟化症の症状を改善する薬剤です。
- ※10 「POTELIGEO」は、特定の血液がん細胞に高発現しているCCR4（CCR4）を標的とするヒトモノクローナル抗体です。抗体依存性細胞傷害活性によって、標的のがん細胞を殺傷する薬剤です。
- ※11 「Abstral」（日本製品名「アブストラル」）は、がん患者さんの突出痛に対して舌下投与により速やかに痛みを和らげる薬剤です。

② 研究開発

当社では、抗体技術を核にした最先端のバイオテクノロジーを駆使し、腎、がん、免疫・アレルギー、中枢神経の各カテゴリーを研究開発の中心に据え、資源を効率的に投入することにより、新たな医療価値の創造と創薬の更なるスピードアップを目指しております。

当期における主な後期開発品の開発状況は次のとおりであります。

■ 腎カテゴリー

- 日本においてカルシウム受容体作動薬 KHK7580（日本製品名「オルケディア」）の維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症を効能・効果とする承認を3月に取得しました。また、副甲状腺がん及び副甲状腺摘出術不能又は術後再発の原発性副甲状腺機能亢進症における高カルシウム血症を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。
- 日本において RTA 402（一般名：バルドキソロンメチル）の糖尿病性腎臓病を対象とした第Ⅲ相臨床試験を5月に開始しました。
- 中国において持続型赤血球造血刺激因子製剤 KRN321（日本製品名「ネスプ」）の透析施行中の腎性貧血を効能・効果とする承認再申請の準備中です。

■ がんカテゴリー

- 抗CCR4ヒト化抗体 KW-0761（日本製品名「ポテリジオ」・欧米製品名「POTELIGEO」）は、米国において全身治療歴を有する成人の再発もしくは難治性の菌状息肉腫及びセザリ－症候群を適応症とする承認を、日本において再発又は難治性の皮膚T細胞性リンパ腫を対象とした効能・効果及び用法・用量に関する承認事項一部変更承認を、8月にそれぞれ取得しました。また、欧州において全身治療歴を有する成人の菌状息肉腫及びセザリ－症候群を適応症とする承認を11月に取得しました。

■ 免疫・アレルギーカテゴリー

- 抗IL-5受容体ヒト化抗体 KHK4563（一般名：ベンラリズムブ）は、日本において気管支喘息を効能・効果とする承認を、本剤の権利の導出先であるアストラゼネカ社が1月に取得しました。また、同社が実施している国際共同試験計画の一環として、慢性閉塞性肺疾患を対象とした第Ⅲ相臨床試験を日本において実施中です。
- 抗IL-17受容体A完全ヒト抗体 KHK4827（日本製品名「ルミセフ」）は、体軸性脊椎関節炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験を日本、韓国等において実施中です。また、韓国において乾癬を適応症とする承認申請を7月に行いました。

- 日本、北米及びドイツにおいて、抗OX40完全ヒト抗体KHK4083は、アトピー性皮膚炎を対象とした第Ⅱ相臨床試験を10月に開始しました。

■ 中枢神経カテゴリー

- アデノシンA_{2A}受容体拮抗剤KW-6002（日本製品名「ノウリアスト」）の米国におけるパーキンソン病を対象とした承認再申請の準備中です。
- 日本において、抗CCR4ヒト化抗体KW-0761（日本製品名「ポテリジオ」）の、HTLV-1関連脊髄症を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。
- 日本において、アデノシンA_{2A}受容体拮抗剤KW-6356のパーキンソン病を対象とした第Ⅱ相臨床試験を10月に開始しました。

■ その他

- 抗線維芽細胞増殖因子23完全ヒト抗体KRN23（欧米製品名「Crysvita」）は、欧州において小児X染色体連鎖性低リン血症を適応症とした条件付き販売承認を2月に取得しました。また、成人・小児X染色体連鎖性低リン血症を適応症とした販売承認を米国において4月に、カナダにおいて12月にそれぞれ取得しました。さらに、成人X染色体連鎖性低リン血症を対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を北米、欧州、日本及び韓国において、小児X染色体連鎖性低リン血症を対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を北米、欧州、オーストラリア、日本及び韓国において、それぞれ実施中です。加えて、腫瘍性骨軟化症又は表皮母斑症候群を対象とした第Ⅱ相臨床試験を米国、日本及び韓国において実施中です。
- 中国においてトロンボポエチン受容体作動薬AMG531（日本製品名「ロミプレート」）の慢性特発性（免疫性）血小板減少性紫斑病を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。また、韓国において再生不良性貧血を対象とした第Ⅱ／Ⅲ相臨床試験を実施中です。さらに、日本において再生不良性貧血を適応症とする承認申請を7月に行いました。

(ご参考) 開発パイプライン

(2018年12月31日現在)

カテゴリー	開発番号 一般名等	対象疾患	開発地域	開発段階					備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
腎	☼ KRN321 Darbepoetin Alfa	腎性貧血 (透析施行中)	中国					申請準備中	
		腎性貧血	インドネシア						
	☼ KHK7580 Evocalcet	副甲状腺がんおよび 原発性副甲状腺 機能亢進症における 高カルシウム血症	日本						
	☼ RTA 402 Bardoxolone Methyl	糖尿病性腎臓病	日本						
がん	☼ KW-0761 Mogamulizumab	成人T細胞白血病 リンパ腫	米国 欧州 その他						ポテリジェント抗体
		固形がん	米国			第Ⅰ / Ⅱ相			Nivolumabとの併 用試験 (Bristol-Myers Squibb社と共同開 発)
	☼ KHK2375 Entinostat	乳がん	日本						
	☼ KHK2455	固形がん	米国						KW-0761との併用
	☼ KHK2823	悪性腫瘍	英国						ポテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用

☼：抗体 ☼：たんぱく製剤 ☼：低分子化合物

用語解説

第Ⅰ相

同意を得た少数の健康な人等
(試験により、患者さん)を対象
に、副作用などの安全性について
確認する。

第Ⅱ相

同意を得た少数の患者さんを対象
に、有効で安全な投与量や投与方法
などを確認する。

第Ⅲ相

同意を得た多数の患者さんを対象
に、既存薬などと比較して新薬の有効
性と安全性を確認する。

カテゴリー	開発番号 一般名等	対象疾患	開発地域	開発段階					備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
免疫・アレルギー	Y KHK4563 Benralizumab	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	日本						ポテリジェント抗体 AstraZeneca/ MedImmune社と 共同開発
		好酸球性副鼻腔炎 (ECRS)	日本						
	Y KHK4827 Brodalumab	乾癬	シンガポール マレーシア 香港 韓国						
		体軸性脊椎関節炎	日本 韓国 台湾						
		自己免疫疾患	日本						
	Y KHK4083	潰瘍性大腸炎	米国 欧州 その他						ポテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用
		アトピー性皮膚炎	日本 日本 北米 欧州						
	Y ASKP1240 Bleselumab	腎移植患者における 再発性巣状糸球体硬化症	米国						ヒト抗体産生技術を使用 アステラス製薬(株)と共同 開発
中枢神経	Y KW-0761 Mogamulizumab	HTLV-1関連脊髄症	日本						ポテリジェント抗体
	✧ KW-6002 Istradefylline	パーキンソン病	米国					申請準備中	
	✧ KW-6356	パーキンソン病	日本						
	Y KHK6640	アルツハイマー型認知症	欧州						
			日本						

Y: 抗体 ✧: たんぱく製剤 ✧: 低分子化合物

カテゴリー	開発番号 一般名等	対象疾患	開発地域	開発段階					備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
その他	Y KRN23 Burosumab	X染色体連鎖性 低リン血症	イスラエル スイス U A E						ヒト抗体産生技術を使用 欧米において Ultragenyx社と共同開発
		X染色体連鎖性 低リン血症(成人)	北米 欧州 日本 韓国						
		X染色体連鎖性 低リン血症(小児)	北米 欧州 オーストラリア 日本 韓国						
		腫瘍性骨軟化症／ 表皮母斑症候群	米国 日本 韓国						
	* AMG531 Romiplostim	再生不良性貧血	日本 韓国						
		慢性特発性(免疫性) 血小板減少性紫斑病	中国				第Ⅱ／Ⅲ相		
	* KW-3357 Antithrombin Gamma	先天性アンチトロンビン 欠乏に基づく血栓形 成傾向、アンチトロンビン 低下を伴う播種性血 管内凝固症候群	欧州						

Y：抗体 *：たんぱく製剤 *：低分子化合物

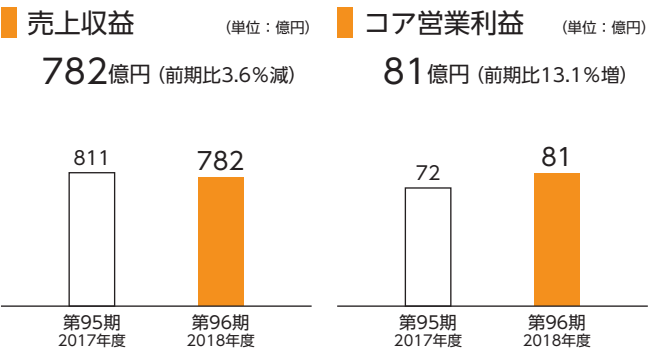
バイオシミラー開発状況

(2018年12月31日現在)

開発番号等	一般名	開発地域	開発段階					備考
			第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
FKB327	アダリムマブ	(欧州上市済) その他				申請準備中		協和キリン富士フィルム バイオロジクスにて開発 中(Mylan社と販売提携)
FKB238	ベバシズマブ	米国 欧州 その他						Centus Biotherapeutics にて開発中(注)

(注) Centus Biotherapeutics Ltd.は、協和キリン富士フィルムバイオロジクス(株)とAstraZeneca社との折半出資による合併会社です。

バイオケミカル事業



主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

医薬・工業用原料、ヘルスケア製品等の研究、開発、製造、販売

(ご参考) 主要製品

種 別	主 な 品 名
医薬・工業用原料	シチコリン、トラネキサム酸、ヒスチジン、バリン、 プラバスタチン
ヘルスケア製品	協和発酵バイオの健康食品シリーズ（「オルニチン」、 「アルギニンEX」等）、アルギニン、シトルリン、 グルタミン、グルタチオン

① 業績

バイオケミカル事業の売上収益は **782** 億円（前期比3.6%減）となり
コア営業利益は **81** 億円（同13.1%増）となりました。

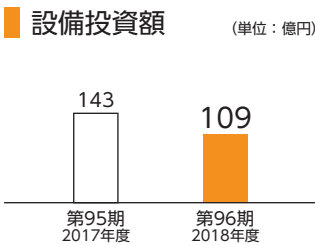
- 日本の売上収益は、植物成長調整剤事業譲渡の影響等により、前期を下回りました。
 - 医薬・健食用原料事業は、一部品目のラインナップを整理したため、前期を下回りました。
 - 通信販売事業は、「アルギニンEX」、「シトルリン」等が伸長し、前期を上回りました。
- 海外の売上収益は、前期を下回りました。
 - 米州及び欧州では、一部製品の競争激化による影響で前期を下回りました。
 - アジアでは、前期並みとなりました。
- コア営業利益については、海外工場への生産シフトによるコストダウンの寄与等により、前期を上回りました。

② 研究開発

- 各種アミノ酸に加え、核酸やペプチドといった高付加価値製品の省資源・高効率な発酵生産プロセスの研究開発に引き続き注力しております。
- 国内外の大学研究機関との共同研究を通して得られた機能性や安全性データに基づき、アミノ酸等、発酵生産物の栄養生理機能探索や用途開発を行い、製品の付加価値を高めております。
- キリングroup内での連携のもと、素材開発の知見を活かし、プラズマ乳酸菌に続く新素材の開発に取り組んでおります。
- 独自素材の中で事業化に近いものとして、ヒトミルクオリゴ糖の研究開発に取り組んでおります。

(4) 設備投資の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資の総額は109億円であります。当期中に完成した主要設備及び当期末現在において計画中の主要設備の状況は、次のとおりであります。



① 当期中に完成した主要設備

事業区分	会社・事業所名	設備投資の内容
バイオケミカル	タイ キョウワ バイオテクノロジーズ社ラヨン工場	アミノ酸製造設備拡充

② 当期末現在において計画中の主要設備

該当事項はありません。



タイ キョウワ バイオテクノロジーズ社ラヨン工場外観



タイ キョウワ バイオテクノロジーズ社ラヨン工場構内

(5) 資金調達の状況

当期における当社グループの資金調達について、特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

近年、薬剤費抑制策の推進、後発品の使用促進等は各国共通の課題である一方、アンメット医療ニーズに対する画期的な医薬品は、依然として世界中で待ち望まれています。このような環境下で、研究開発志向型の製薬企業は、グローバルをビジネスの舞台として、スピード感を持って環境変化に対応することが必要となってきました。

当社グループは、最先端のバイオテクノロジーを基盤として絶えずイノベーションで変化に対応し、独自性の高い製品やサービスによりお客様の真のニーズを満たす新しい価値を創造することで企業価値を高める「CSV (Creating Shared Value) 経営」を推進することにより、世界の人々の健康と豊かさに力強く貢献し、日本発の世界トップクラスの研究開発型ライフサイエンス企業を目指します。そのために、抗体技術を核にした最先端のバイオテクノロジーを駆使し、腎、がん、免疫・アレルギー、中枢神経の各カテゴリーを研究開発の中心に据え、資源を効率的に投入することにより、新たな医療価値の創造と創業の更なるスピードアップを図ります。

2016年1月公表の5ヵ年中期経営計画で示したように、当社グループは「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」をテーマに、「グローバル競争力の向上」、「イノベーションへの挑戦」、「卓越した業務プロセスの向上」、「健康と豊かさの実現」の4つの戦略課題の達成に取り組んでまいりました。現在、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍フェイズに向け順

調にスタートをきった段階であります。

医薬事業

グローバル競争力の向上

第一の戦略課題である「グローバル競争力の向上」では、念願であったグローバル戦略品であるブロスマブ※¹（欧米製品名「Crysvita」）の欧米での上市及びモガムリズマブ※²（欧米製品名「POTELIGEO」）の米国での上市を実現することができました。また、パーキンソン病治療剤であるイストラデフィリン（日本製品名「ノウリアスト」）の米国申請に向けた準備を鋭意進めております。これらグローバル戦略品は、その製品価値最大化に向けて市場浸透施策や欧米を中心とした事業地域の拡大を進めています。一方、今後の医薬品市場の成長が望めるアジアでは、2018年4月に地域統括会社化したシンガポールの現地法人（現Kyowa Kirin Asia Pacific社）を通じて将来の安定的な成長へ向けた事業基盤の強化を進めていきます。

イノベーションへの挑戦

第二の戦略課題である「イノベーションへの挑戦」では、腎、がん、免疫・アレルギー、中枢神経の4つのカテゴリー別に設けた各研究所にて、疾患及び患者ニーズの深耕により得られた知見と、当社の強みである抗体医薬をはじめ、低分子医薬、核酸医薬、再生医療の領域で培ってきた最先端の創薬基盤技術やオープンイノベーションによる外部技術を組み合わせることで、新薬創出

型の製薬企業として魅力ある開発パイプラインの構築を目指します。現在、ADCC活性※³を増強するポテリジェント技術とヒト抗体産生技術を利用して創製した抗OX40完全ヒト抗体KHK4083については、潰瘍性大腸炎及びアトピー性皮膚炎を対象とした国際共同第Ⅱ相臨床試験を実施中です。また、国内第Ⅲ相臨床試験が進行中であるリアタ ファーマシューティカルズ社から導入した低分子化合物RTA 402（一般名：バルドキシロンメチル）については、糖尿病性腎臓病を対象に、厚生労働省が定める「先駆け審査指定制度」の対象品目に指定されております。

卓越した業務プロセスの向上

第三の戦略課題である「卓越した業務プロセスの向上」では、研究開発から製造・販売まで一貫した各機能の更なる連携強化を進め収益力の向上を図るとともに、グループ従業員が守るべき価値観・行動準則を浸透させ、グローバルガバナンス体制の構築やコンプライアンス意識の徹底などを継続して図っています。2019年より日本・欧州・北米・アジア/オセアニアの4つの「地域」とグローバル・スペシャリティファーマとして必要な「機能」を軸とする新たなグローバル組織体制を構築し、「One Kyowa Kirin」として更なるグローバル展開を進めてまいります。製薬会社の責任として、医薬品という高い品質が求められる製品を安定的に供給するために生産技術を更に磨き、より信頼性の高い生産体制を確立すると共に、グローバルレベルの品質保証体制及び

グローバルにおける供給体制の整備を推進してまいります。グループ運営のさらなる一体感の醸成とグローバルでのKyowa Kirin ブランドの統一・浸透を加速させるため、本株主総会でご承認いただくことを条件として、「協和発酵キリン」から「協和キリン」へ商号を変更いたします。一方、日本では、地域医療構想に対応したエリア戦略を加速し、引き続き、質の高い医療情報を提供していきます。これらにより急速に進むグローバル化に適合し、付随して発生する諸課題にタイムリーに対応することでグローバル戦略品の価値最大化を目指します。また、「スマートワーク」や「健康経営」の推進、多様な人材がお互いを尊重しながら活躍できる環境づくりなどの取り組みをさらに強化していきます。

健康と豊かさの実現

第四の戦略課題である「健康と豊かさの実現」では、アンメット医療ニーズを充足する革新的医薬品の創出、適応拡大・剤形追加や高品質な製品の安定供給を実施しつつ、CSV経営の一環として、医療費抑制策に対する社会的要請への対応策を実施してまいります。

富士フイルム株式会社との合併事業であるバイオシミラー事業は、2018年9月に成人の慢性自己免疫疾患及び小児の免疫疾患の治療薬として、欧州委員会からヒト型抗TNF- α モノクローナル抗体製剤アダリムマブのバイオシミラー※⁴の医薬品販売承認を取得し、販売提携会社であるマイラン社より販売が開始されております。アストラゼネカ社と提携したベバシズマブのバ

イオシミラー※⁵についても、国際共同治験が順調に進捗しております。

また、協和キリンフロンティア株式会社が、2018年8月に当社の主力製品である「ネスプ」のオーソライズドジェネリックである持続型赤血球造血刺激因子製剤「ダルベポエチン アルファ注シリンジ『KKF』」の国内製造販売承認を取得しました。同社では、本剤の安定供給体制の確保と2019年の発売に向けて準備を進めてまいります。

バイオケミカル事業

バイオケミカル事業では、医薬・医療・ヘルスケア領域のスペシャリティ分野での高いシェアを活かし、「収益基盤の強化」、「健康を基軸とした価値提供」、「品質保証力、規制対応力の強化」を重要課題として取り組んでまいりました。

「収益基盤の強化」に関しては、高収益製品への資源の集中や、海外工場への投資を進めています。タイにおいては商業生産が軌道に乗り、中国においては引き続き新生産設備での商業生産の準備を進めております。「健康を基軸とした価値提供」では、自社ブランド素材「Cognizin」※⁶について、サイエンスに裏付けられた健康価値を追求していきます。また、通信販売事業では、既存素材の新たな機能を研究し、お客様のニーズを満たす新製品を開発しています。「品質保証力、規制対応力の強化」については、グローバル基準での品質管理体制及び品質保証体制の整備に向けて、外部の専門家も

活用し、改善を進めております。

当社グループ並びに協和発酵バイオの価値最大化のために

当社グループでは、協和発酵バイオ株式会社の持続的な成長及び企業価値の最大化を目指し、様々な検討を重ねてまいりました。その中で、キリンホールディングス株式会社が将来の成長ドライバーとすべく注力する健康領域事業との更なる協業の可能性につき協議・検討を進めた結果、同社がキリンホールディングス株式会社の直接の子会社となることによって、相互の強みや経営資源の更なる有効活用及び健康領域を始めとした事業開発スピードの向上を実現することが可能となり、グループシナジー及び同社の企業価値の最大化につながると判断しました。また、同社株式をキリンホールディングス株式会社に譲渡することにより、当社においても、新薬開発を中心とした医薬事業に経営資源を集中することで、さらに成長スピードを加速させることが可能となり、ひいては当社グループの企業価値最大化につながることから、キリンホールディングス株式会社にに対し同社株式の95%を譲渡することといたしました。

当社グループは、「ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。」というグループ経営理念を掲げ、研究開発志向型の製薬企業として、中期経営計画で掲げた「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」を進めてまいります。

注

- ※ 1 プロスマブ：抗F G F 23完全ヒト抗体K R N23の一般名です。
- ※ 2 モガムリズマブ：抗C C R 4ヒト化抗体K W-0761の一般名です。
- ※ 3 ADCC活性：抗原に抗体が結合し、その抗体にマクロファージやNK細胞といったエフェクター細胞が結合した後、エフェクター細胞によって抗原を持つ標的細胞が殺傷されること。
- ※ 4 アダリムマブのバイオシミラー：富士フイルム株式会社と当社の合併会社である協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社が開発番号F K B 327として開発中のヒト型抗T N F- α モノクローナル抗体です。
- ※ 5 ペバシズマブのバイオシミラー：協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社が開発番号F K B 238として開発中の抗V E G Fヒト化モノクローナル抗体です。
- ※ 6 Cognizin：健康食品用素材として海外で販売している「シチコリン」のブランド名です。

(7) 主要な営業所及び工場 (2018年12月31日現在)

① 当社

本店	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
営業拠点	札幌支店、東北支店（仙台市）、東京支店、千葉埼玉支店（東京都）、北関東支店（東京都）、甲信越支店（東京都）、横浜支店（東京都）、名古屋支店、大阪支店、京滋北陸支店（大阪市）、中国支店（広島市）、四国支店（松山市）、九州支店（福岡市）
生産拠点	高崎工場、宇部工場
研究拠点	バイオ生産技術研究所（高崎市）、東京リサーチパーク、富士リサーチパーク（静岡県駿東郡長泉町）、CMC研究センター（静岡県駿東郡長泉町）

（注）拠点名等に所在地を示す都市名が付される場合には、所在地を記載しておりません。

② 主要な子会社

事業	会社名	主要拠点及び所在地
医薬	協和発酵麒麟（中国）製薬有限公司	中国
	Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	アメリカ
	BioWa, Inc.	アメリカ
	Kyowa Kirin Pharmaceutical Development, Inc.	アメリカ
	Kyowa Kirin Pharmaceutical Research, Inc.	アメリカ
	Kyowa Kirin International plc	イギリス
	韓国協和発酵キリン株式会社	韓国
	台湾協和発酵麒麟股份有限公司	台湾
	協和キリンプラス株式会社	本社：東京都中野区
バイオケミカル	協和発酵バイオ株式会社 ^(注)	本社：東京都千代田区
	協和ファーマケミカル株式会社	本社：高岡市
	BioKyowa Inc.	アメリカ
	上海協和アミノ酸有限公司	中国
	Thai Kyowa Biotechnologies Co., Ltd.	タイ
	Kyowa Hakko U.S.A., Inc.	アメリカ
	Kyowa Hakko Europe GmbH	ドイツ
	Kyowa Hakko Bio Italia S.r.l.	イタリア
	Kyowa Hakko Bio Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
	協和発酵（広東）医薬有限公司	中国
	協和エンジニアリング株式会社	本社：防府市

(注) 当社は、2019年4月24日付で協和発酵バイオ株式会社の株式の95.0%をキリンホールディングス株式会社に譲渡する契約を2019年2月5日に締結しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキリンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を288,819千株（持株比率50.10%、自己株式を控除すると持株比率52.76%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
協和発酵バイオ株式会社 ^{(注) 3}	10,000百万円	100%	医薬・工業用原料、ヘルスケア製品等の研究、開発、製造、販売
Kyowa Kirin International plc	13,848千ポンド	100%	医療用医薬品の開発、販売（持株会社としての傘下子会社の統括管理）
協和ファーマケミカル株式会社	6,276百万円	100%	医薬品原薬・中間体等の製造、販売

(注) 1. 当社の持株比率は、間接保有も含めた持株比率を記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。

3. 当社は、2019年4月24日付で協和発酵バイオ株式会社の株式の95.0%をキリンホールディングス株式会社に譲渡する契約を2019年2月5日に締結しております。

(9) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医薬	5,348名	320名減
バイオケミカル	1,894名	30名増
合計	7,242名	290名減

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、執行役員（取締役は除く。）を含み、臨時従業員は除いております。

(10) 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

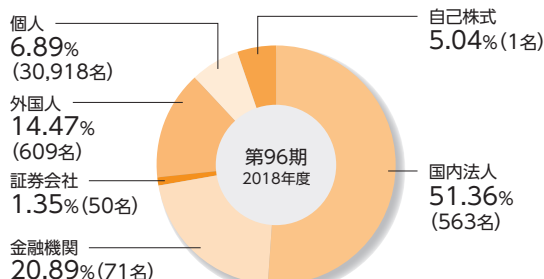
2 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 987,900,000株

(2) 発行済株式の総数 576,483,555株

(3) 株主数 32,212名 (前事業年度末比533名減)

所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
麒麟ホールディングス株式会社	288,819	52.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,843	7.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,016	3.66
農林中央金庫	10,707	1.96
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	6,874	1.26
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	6,809	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,915	0.90
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	4,901	0.90
ステートストリートバンクウェストクライアント トリーティー 505234	4,489	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,282	0.78

(注)

- 持株比率は自己株式 (29,042,650株) を控除して計算しております。
- みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数6,809千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2019年2月5日開催の取締役会決議により自己株式を取得しました。

- | | |
|----------------|------------------|
| ・取得した株式の種類及び総数 | 普通株式 10,700,000株 |
| ・取得価額の総額 | 22,588百万円 |
| ・取得した日 | 2019年2月6日 |

②自己株式の消却

2019年2月5日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議しております。

- | | |
|----------------|------------------|
| ・消却する株式の種類及び総数 | 普通株式 36,483,555株 |
| ・消却日 | 2019年2月19日 |

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	注釈
取締役	無償	1株当たり1円	2009年6月27日から 2029年6月25日まで	6個	1名	1
	無償	1株当たり1円	2010年4月2日から 2030年3月24日まで	6個	1名	
	無償	1株当たり1円	2011年4月2日から 2031年3月24日まで	8個	1名	
	無償	1株当たり1円	2012年4月28日から 2032年3月22日まで	11個	1名	
	無償	1株当たり1円	2013年3月24日から 2033年3月22日まで	12個	1名	
	無償	1株当たり1円	2014年3月22日から 2034年3月20日まで	14個	2名	
	無償	1株当たり1円	2015年3月22日から 2035年3月20日まで	15個	2名	
	無償	1株当たり1円	2016年3月26日から 2036年3月24日まで	11個	2名	
	無償	1株当たり1円	2020年3月25日から 2023年3月23日まで	385個	4名	2
	無償	1株当たり1円	2021年3月27日から 2024年3月25日まで	351個	4名	

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1,000株であります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき100株であります。
3. 非業務執行取締役及び監査役については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ① 発行した新株予約権の数 1,118個(新株予約権1個につき100株)
② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 111,800株
③ 新株予約権の払込金額 無償
④ 新株予約権の行使価額 1株当たり1円
⑤ 新株予約権の行使期間 2021年3月27日から2024年3月25日まで
⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

- ⑦ 有利な条件の内容

当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対し、株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を無償で発行しました。

- ⑧ 当社使用人（取締役兼務以外の執行役員を含む）並びに当社子会社役員及び使用人に交付した新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員（当社役員を除く）	664個	19名
当社子会社の一部取締役	103個	3名

- (注) 1. 上記以外の当社使用人並びに当社子会社役員及び使用人については、該当事項はありません。
2. 当社子会社の一部取締役を兼任している当社執行役員1名については、当社執行役員として記載しております。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2018年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 代表取締役 会長	花 井 陳 雄	
※ 代表取締役 社長	宮 本 昌 志	
取締役 専務執行役員	三箇山 俊 文	海外事業統括
取締役 常務執行役員	大 澤 豊	生産本部長 購買部 担当
取締役	横 田 乃里也	キリンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
取締役	リボウィッツ よし子	
取締役	瓜 生 健太郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 代表マネージングパートナー弁護士 U&Iアドバイザーサービス株式会社 代表取締役 伊藤忠商事株式会社 社外監査役
常勤監査役	清 水 明	
常勤監査役	小 松 浩	
監査役	石 原 基 康	キリンホールディングス株式会社 常勤監査役
監査役	新 井 純	大和住銀投信投資顧問株式会社 社外取締役
監査役	井 上 雄 二	アンリツ株式会社 社外取締役 良品計画株式会社 社外監査役

- (注) 1. 上記※の代表取締役は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役リボウィッツよし子及び瓜生健太郎は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役清水明、監査役新井純及び井上雄二は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役リボウィッツよし子及び瓜生健太郎、監査役新井純及び井上雄二を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役小松浩、監査役新井純及び井上雄二は、事業会社において経理・財務部門を担当してきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における退任取締役及び監査役は、次のとおりであります。

当社における地位	氏名	退任日及び退任事由
取締役	河 合 弘 行	2018年3月23日付で任期満了により退任
取締役	立 花 和 義	2018年3月23日付で任期満了により退任
社外取締役	西 川 晃 一 郎	2018年3月23日付で任期満了により退任
常勤監査役	山 崎 暢 久	2018年3月23日付で任期満了により退任
社外監査役	瓜 生 健 太 郎	2018年3月23日付で辞任により退任

(注) 瓜生健太郎は、2018年3月23日付の社外監査役退任後、同日付で社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役横田乃里也、リボウィッツよし子及び瓜生健太郎、常勤監査役清水明及び小松浩、監査役石原基康、新井純及び井上雄二との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	9名	400百万円
監査役	6名	77百万円
合計	15名	476百万円

(注) 取締役の支給額には、業績連動型年次賞与として95百万円及びストックオプションによる報酬額として75百万円が含まれております。業績連動型賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。ストックオプションによる報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	瓜生健太郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 U&Iアドバイザーサービス株式会社 伊藤忠商事株式会社	代表マネージングパートナー弁護士 代表取締役 社外監査役
社外監査役	新井 純	大和住銀投信投資顧問株式会社	社外取締役
社外監査役	井上 雄二	アンリツ株式会社 良品計画株式会社	社外取締役 社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役リボウィッツよし子は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席しました。また、取締役瓜生健太郎は2018年3月23日就任以降開催された取締役会11回全て、2018年3月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役会4回のうち3回に出席しました。各取締役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。

常勤監査役清水明は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席しました。監査役新井純は、当事業年度開催の取締役会に14回出席しました。また、監査役井上雄二は2018年3月23日就任以降開催された取締役会11回全てに出席しました。各監査役は、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

常勤監査役清水明は、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席しました。また、監査役新井純は、当事業年度開催の監査役会に13回出席しました。また、監査役井上雄二は2018年3月23日就任以降開催された監査役会11回全てに出席しました。各監査役は、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

瓜生健太郎は、当事業年度のうち社外監査役であった期間に開催された監査役会3回のうち2回に出席しました。監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員6名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、78百万円であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)は、2018年3月23日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	83百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「内部統制に関する助言業務」等を委託しております。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kyowa Kirin International plcは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である麒麟ホールディングス株式会社の「会社法に基づく内部統制システム大綱」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
- ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うとともに、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
- ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。

- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
- ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
- ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。

5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社である麒麟ホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。

- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
- ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用人若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けるとともに、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和発酵キリングroupコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づいた「協和発酵キリングroup行動規範」を制定し、国内外のグループ会社へ周知、運用しております。さらに内部通報制度（コンプライアンスライン）を国内外のグループ会社で運用しております。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うとともに、グループコンプライアンス意識調査、企業倫理講演会、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告しています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和発酵キリングroupリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針に基づき、規程・基準類を定め、グループ各社に周知しています。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、経営戦略会議及びグループCSR委員会において四半期毎のモニタリングを実施しています。その内容は適時に取締役会に報告しています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計15回開催）、経営戦略会議（当期中に計23回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2016年1月から2020年12月まで）、年度経営計画（2018年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

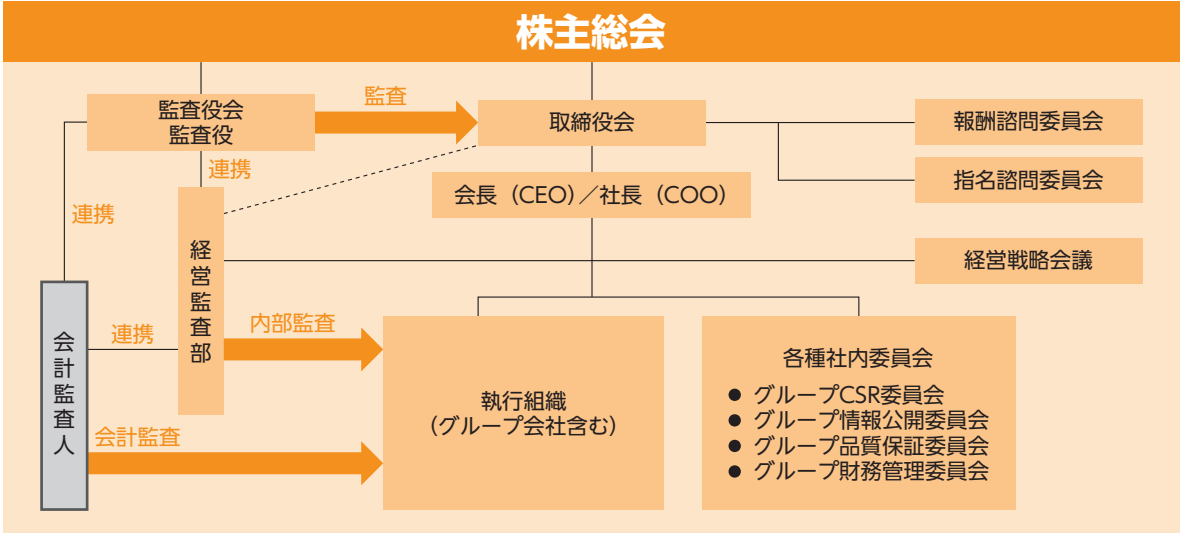
当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っております。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程を運用し、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っております。

6. ～10. 監査役関連体制

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する専任の使用人を設置しております。また、監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っております。当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けております。また、当社の監査役は必要に応じて随時に、当社グループの取締役等に報告を求めることができます。内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しております。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的を開催するとともに、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図

(2018年12月31日現在)



メ モ

招集通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

連結計算書類

連結財政状態計算書（2018年12月31日現在）

（単位:百万円）

科 目	金 額
資産	
非流動資産	
有形固定資産	103,153
のれん	140,061
無形資産	58,234
持分法で会計処理されている投資	8,887
その他の金融資産	15,452
退職給付に係る資産	7,846
繰延税金資産	21,543
その他の非流動資産	963
非流動資産合計	356,138
流動資産	
棚卸資産	77,221
営業債権及びその他の債権	104,443
親会社に対する貸付金	181,300
その他の金融資産	736
その他の流動資産	6,277
現金及び現金同等物	15,867
流動資産合計	385,844
資産合計	741,982

科 目	金 額
資本	
資本金	26,745
資本剰余金	509,161
自己株式	△26,705
利益剰余金	151,760
その他の資本の構成要素	△11,341
親会社の所有者に帰属する持分合計	649,621
資本合計	649,621
負債	
非流動負債	
退職給付に係る負債	511
引当金	3,419
繰延税金負債	181
その他の金融負債	2,377
その他の非流動負債	5,414
非流動負債合計	11,902
流動負債	
営業債務及びその他の債務	49,400
その他の金融負債	2,209
未払法人所得税	10,562
その他の流動負債	18,289
流動負債合計	80,459
負債合計	92,362
資本及び負債合計	741,982

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	346,531
売上原価	△119,342
売上総利益	227,189
販売費及び一般管理費	△119,807
研究開発費	△48,591
持分法による投資損益	△97
その他の収益	19,042
その他の費用	△3,543
金融収益	839
金融費用	△1,594
税引前利益	73,438
法人所得税費用	△19,025
当期利益	54,414
当期利益の帰属	
親会社の所有者	54,414

招集ご通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1.参考

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2018年1月1日残高	26,745	509,145	△26,820	113,504	698	△10,985
当期利益				54,414		
その他の包括利益						△5,416
当期包括利益合計	－	－	－	54,414	－	△5,416
剰余金の配当				△16,148		
自己株式の取得			△14			
自己株式の処分		16	129			
株式に基づく報酬取引					89	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				△10		
所有者との取引額合計	－	16	115	△16,158	89	－
2018年12月31日残高	26,745	509,161	△26,705	151,760	787	△16,402

	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	その他の資本の構成要素			合計	
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計		
2018年1月1日残高	3,741	－	△6,546	616,028	616,028
当期利益			－	54,414	54,414
その他の包括利益	549	△26	△4,893	△4,893	△4,893
当期包括利益合計	549	△26	△4,893	49,520	49,520
剰余金の配当			－	△16,148	△16,148
自己株式の取得			－	△14	△14
自己株式の処分			－	145	145
株式に基づく報酬取引			89	89	89
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△15	26	10	－	－
所有者との取引額合計	△15	26	99	△15,928	△15,928
2018年12月31日残高	4,275	－	△11,341	649,621	649,621

計算書類

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	335,369
現金及び預金	7,925
売掛金	72,130
商品及び製品	19,706
仕掛品	7,629
原材料及び貯蔵品	8,037
繰延税金資産	6,766
関係会社短期貸付金	205,981
その他	7,194
固定資産	234,531
有形固定資産	52,802
建物	26,621
構築物	1,464
機械及び装置	14,385
工具、器具及び備品	3,903
土地	4,307
建設仮勘定	947
その他	1,175
無形固定資産	8,682
販売権	7,708
その他	974
投資その他の資産	173,047
投資有価証券	8,695
関係会社株式	127,111
関係会社社債	32,500
関係会社出資金	6,484
長期前払費用	2,137
前払年金費用	9,577
繰延税金資産	9,215
その他	2,323
貸倒引当金	△24,995
資産合計	569,900

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	61,444
買掛金	11,016
未払金	20,231
未払法人税等	10,671
関係会社預り金	14,741
その他	4,785
固定負債	6,043
資産除去債務	287
その他	5,756
負債合計	67,487
(純資産の部)	
株主資本	497,122
資本金	26,745
資本剰余金	103,843
資本準備金	103,807
その他資本剰余金	36
利益剰余金	393,238
利益準備金	6,686
その他利益剰余金	386,552
特別償却準備金	14
固定資産圧縮積立金	1,417
別途積立金	297,424
繰越利益剰余金	87,696
自己株式	△26,705
評価・換算差額等	4,505
その他有価証券評価差額金	4,505
新株予約権	787
純資産合計	502,413
負債純資産合計	569,900

招集通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1.参考

計算書類

損益計算書（2018年1月1日から2018年12月31日まで）

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高	215,154	
売上原価	62,764	
売上総利益	152,390	
販売費及び一般管理費	110,160	
営業利益	42,230	
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,083	
その他	700	5,782
営業外費用		
支払利息	154	
その他	1,199	1,353
経常利益	46,660	
特別利益		
関係会社株式売却益	9,529	
固定資産売却益	6,197	15,726
特別損失		
減損損失	129	129
税引前当期純利益	62,257	
法人税、住民税及び事業税	13,819	
法人税等調整額	578	14,397
当期純利益	47,860	

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)							
当期首残高	26,745	103,807	20	6,686	361,589	△26,820	472,027	3,883	3,883	698	476,609
会計方針の変更による 累積的影響額					△6,749		△6,749				△6,749
会計方針の変更を反映し た当期首残高	26,745	103,807	20	6,686	354,839	△26,820	465,278	3,883	3,883	698	469,860
事業年度中の変動額											
積立金等の取崩					-		-				-
剰余金の配当					△16,148		△16,148				△16,148
当期純利益					47,860		47,860				47,860
自己株式の取得						△14	△14				△14
自己株式の処分			16			129	145				145
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								621	621	89	710
事業年度中の変動額合計	-	-	16	-	31,712	115	31,843	621	621	89	32,554
当期末残高	26,745	103,807	36	6,686	386,552	△26,705	497,122	4,505	4,505	787	502,413

(注) その他利益剰余金の内訳

	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	28	1,488	297,424	62,648	361,589
会計方針の変更による 累積的影響額				△6,749	△6,749
会計方針の変更を反映し た当期首残高	28	1,488	297,424	55,899	354,839
事業年度中の変動額					
積立金等の取崩	△14	△71		85	-
剰余金の配当				△16,148	△16,148
当期純利益				47,860	47,860
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△14	△71	-	31,798	31,712
当期末残高	14	1,417	297,424	87,696	386,552

独立監査人の監査報告書

2019年2月6日

協和発酵キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協和発酵キリン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、協和発酵キリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年2月5日開催の取締役会において会社の連結子会社である協和発酵バイオ株式会社の株式の95%をキリンホールディングス株式会社に譲渡することを決議し、同日付でキリンホールディングス株式会社と株式譲渡契約を締結した。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年2月5日開催の取締役会において自己株式の取得及び自己株式の消却を行うことを決議し、同年2月6日に自己株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年2月6日

協和発酵キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 服 部 将 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協和発酵キリン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
1. 個別注記表の重要な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を早期適用している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年2月5日開催の取締役会において会社の連結子会社である協和発酵バイオ株式会社の株式の95%をキリンホールディングス株式会社に譲渡することを決議し、同日付でキリンホールディングス株式会社と株式譲渡契約を締結した。
3. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年2月5日開催の取締役会において自己株式の取得及び自己株式の消却を行うことを決議し、同年2月6日に自己株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記(1)(2)の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月14日

協和発酵キリン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	清	水	明 ㊟
常勤監査役	小	松	浩 ㊟
監 査 役	石	原	基 康 ㊟
監 査 役（社外監査役）	新	井	純 ㊟
監 査 役（社外監査役）	井	上	雄 二 ㊟

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

招集通知

株主総会
参考書類

添付書類

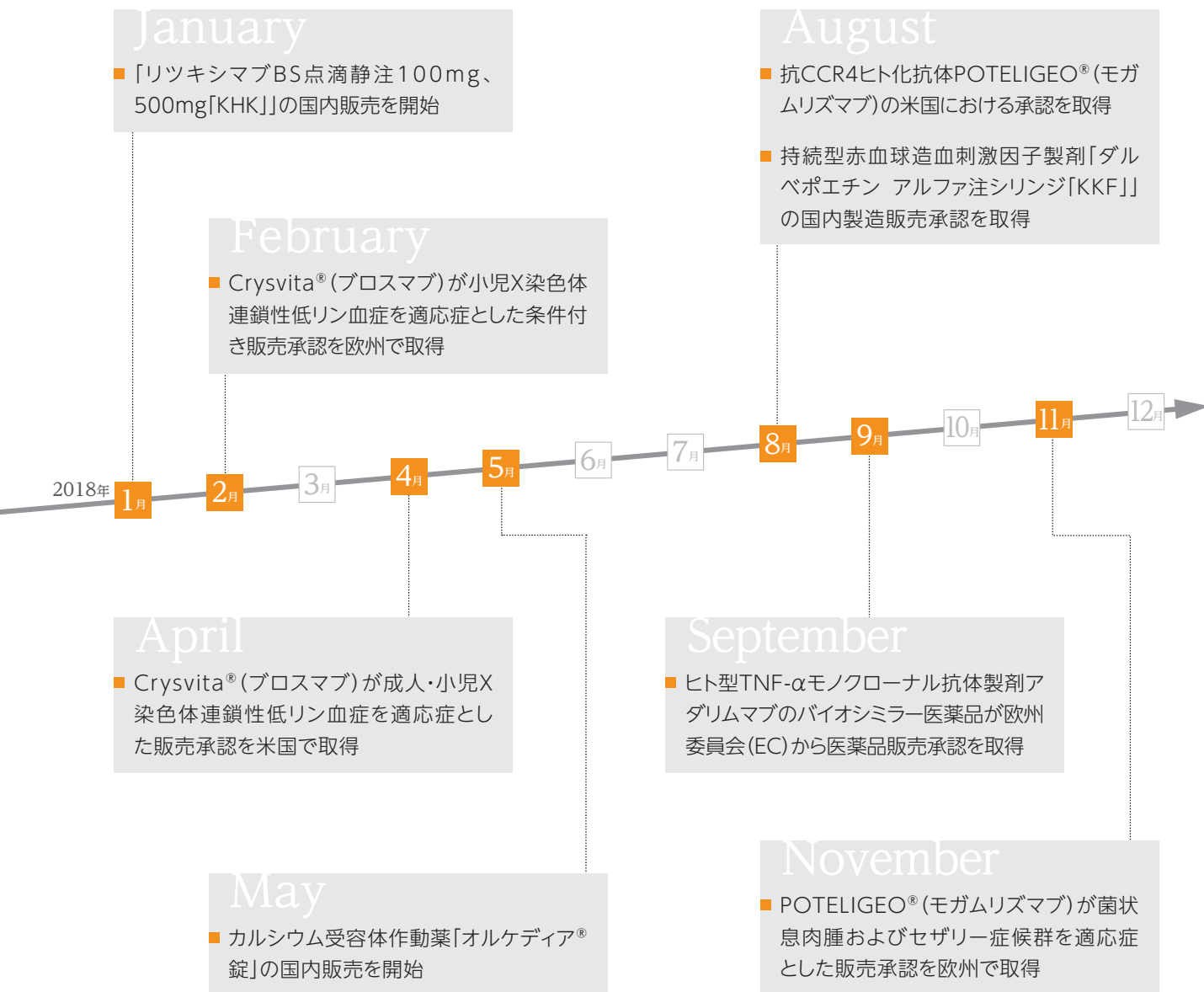
事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考



経営理念とCSV重点課題

当社グループは、経営理念において、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値を創造することで、世界の人々の健康と豊かさに貢献することを目指しております。この「新しい価値の創造」はすなわち社会と共有する価値（CSV：Creating Shared Value）の創造にほかなりません。当社グループは、社会課題への取り組みによる「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現するCSV経営を実践しています。CSV経営の実践においては、社会の持続性へのインパクトとグループの事業へのインパクトの観点から、当社グループが優先的に取り組むべき課題を、CSV重点課題としてISO26000などを参照しながら特定し、2016年1月公表の5カ年中期経営計画に組み込んでいます。なお、CSV重点課題の見直しを毎年実施し単年度経営計画に反映しています。

マテリアリティ・マトリックス

グループの事業へのインパクト



CSV重点課題とSDGs

当社グループは、経営理念にも合致するSDGsの目標3（すべての人に健康と福祉を）を含むキリングループCSVコミットメント^(注)由来の4つのSDGs目標を中核に、13のSDGs目標に貢献します。

CSV 重点課題	KHK グループが貢献する SDGs
・価値観に基づく組織風土の醸成 ・コンプライアンスの推進 (組織統治) ・リスクマネジメントの強化 ・組織統治体制の強化	キリングループ CSVコミットメント ^(注) 由来
・人権の尊重 (人 権)	経営理念に合致 10 人権の尊重を促進する
・従業員の安全 ・従業員の健康増進 (労働慣行) ・従業員および働き方の多様性推進 ・従業員の能力開発	3 持続可能な開発のための健康 5 性別平等 8 豊かさを創出する
・温暖化の防止 ・水資源の保護 (環 境)	6 安全な水とトイレを世界中に 13 気候変動に具体的な対策を 7 持続可能なエネルギーを 15 陸の豊かさを保つ
・贈収賄の防止 ・医療機関等との透明性確保 (公正な 事業慣行) ・適正な医薬品情報の提供 ・臨床研究の信頼性確保	16 平和と公正な社会を築く
・最先端の技術を核とした新たな製品・サービスの創出 (消費者 課題) ・高品質で安全な製品・サービスの提供 ・製品・サービスの安定供給	3 持続可能な開発のための健康 9 産業と雇用を創出する 12 持続可能な消費と生産
・コミュニティへの貢献 ・ライフサイエンス発展への貢献 (コ ミ ュ ニ ティ)	4 質の高い雇用を創出する 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(注) 当社グループが所属するキリンググループは、CSVを経営の中核に位置付けており、事業を通じて取り組むべき社会課題のうち、特に重要なものをCSVコミットメントとして、SDGs等を参照しながら策定しています。そのなかでも、健康と環境に関する4つのCSVコミットメント、「治療領域の進化」「健康経営の実現」「健康・未病領域におけるセルフケア支援」「環境活動の事業戦略への反映」を、当社グループが取り組むべきCSV経営の重要な目標として位置付けています。

株主総会会場のご案内

会場：パレスホテル東京 2階「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

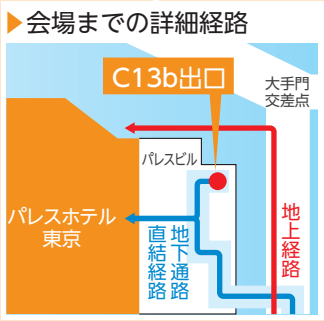
TEL (03) 3211-5211 (代)

パレスホテル東京

検索



▶会場までの詳細経路



交通機関のご案内

JR	「東京駅」	丸の内北口から 会場まで徒歩約8分
東京メトロ	千代田線	「大手町駅」 C13b出口より 地下通路直結
	半蔵門線	
	丸ノ内線	
都営地下鉄	東西線	
	三田線	

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



協和発酵キリン株式会社

TEL:03-5205-7200



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。